

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

税務会計

ヤングは籠り、シニアはアウトドア 目的もち「外向き」志向の上級趣味

2013年も、ますます「卒・サラリーマン」(60歳超)の生き方、消費志向、資産運用、趣味嗜好等に関心が集まるだろう。とりわけ継続雇用が普通になってからは60歳台を65歳で分ける「60ランディングゾーン」に注目が集まる。

広告代理店の(株)アサツー ディ・ケイ(ADK 東京都)では、社内に「アラ☆ダン研究所」を設置し、60代を中心としたシニア層の生活意識・行動調査のサポートを始めた。「生活者総合調査2012」はその第1号で、行動を分析し結果をまとめた。

今のシニア層は、他のどの年齢層よりも趣味や消費に意欲的であることが分かった。特に趣味は、ゴルフなど若年層に比べ外出する「外向き」志向の活動が上位に挙がっている。若年層は電子機器などを遊び道具に部屋に籠りがちだ。

こうした意欲や行動の源泉は、健康への自信や目的を持った意識の強さと呼応していると考えられるという。特に「シニア」の意味を年長者ではなく、上級者にとらえて消費行動にセンスを求める傾向がある。お金をかけている商品・サービスは「家族や自分の安全を守るもの」や「体力維持」「趣味」にこだわり、パソコンや最新情報機器、高級車に関心を示す。

60代男性は「ユーモア」のセンスに自信を持ち、70代前半女性は「視覚」「嗅覚」「味覚」のセンスで自信度No.1などと、十把ひとからげで高齢者を弱者扱いする時代ではなくなった!?

退職者の源泉徴収には注意が必要 個人住民税の10%税額控除も廃止

今年1月1日以後に支払われる退職手当等から、勤続年数が5年以下の法人の役員等に係る退職所得の課税方法について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする課税措置を廃止する退職所得課税の強化が実施されるが、加えて退職所得に係る個人住民税の10%税額控除もなくなり、さらに復興特別所得税も課税と、退職者の源泉徴収に当たっては注意が必要だ。

退職金は、通常、その支払を受けるときに所得税と住民税が源泉徴収または特別徴収される。税額は、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額に2分の1を掛けて算出された退職所得に、所得税・地方税の税率を掛けて計算するため、当然、2分の1課税の廃止は地方税にも影響する。また、今年から退職所得の所得税を源泉徴収する際に、併せて2.1%の復興特別所得税が徴収される。

一方、地方税では、退職所得の計算で算出された税額から10%を減額した額が納税額となっている。個人住民税は、前年の所得に対しその翌年に課税されるが、退職所得については、1967(昭和42)年から現年課税になった。これに伴い、当時は金利が高かったため1年早い徴収に変更したことで税額相当の運用益が失われるとの理由により、1966年度税制改正で10%税額控除が当分の間の措置として創設され、翌67年から導入された。しかし、現在は、長期間ほぼゼロ金利状態であることから、10%税額控除は今年から廃止されることになった。

今週のキーワード

アラ☆ダン

「アラ☆ダン」とは「アラウンド団塊世代」の意味だそうで、同様の目的で電通も博報堂も先行して調査体制を敷いている。3企業とも狙いはマーケティング・データの収集にあるが、逆に見れば50歳からのシニア層の消費行動や資産運用等とはとらえにくいということだろう。今回は10代から60代までの幅広い年齢層を対象にした大規模調査で、特に2012年は70代前半まで対象を広げた。「60ランディングゾーン」とは、70歳代に行く前の滑走時間で、新たな挑戦時間帯をいう。